

豊川市行政改革プラン21
推進計画

進捗状況報告書

- 平成15年度 -

平成16年10月

豊川市総務部行政課

目次

1 進捗状況の概要

1 豊川市行政改革推進計画について	1
2 進捗状況	2
3 主な取り組み	4

2 推進計画表

1 市民、企業、行政の協働化	9
2 情報技術（IT）の積極的な活用	10
3 組織機構・人材の活用	13
4 健全で効率的な行財政運営の推進	15
5 行政評価制度の確立	19

3 用語解説

..... 20

1 進捗状況の概要

1 豊川市行政改革推進計画について

行政改革推進計画の目的

本市では、行政と地域社会を取り巻く社会経済情勢が大きく変わろうとする中で、その背景を的確に捉え、限られた財源で最大の効果をあげるとような行政システムを再構築するために、これまでの行政改革大綱を見直し、平成15年2月に「行政改革プラン2.1」を策定しました。そして、「行政改革推進計画」はこの基本方針及び重点事項に基づき、今後5年間に重点的に取り組んでいく事項をまとめ、行政改革の具体的な推進を図ることを目的とします。

なお、この推進計画に基づき、各年度ごとに進行管理を行い、実施の評価や効果を求め、行政運営に役立てていきます。

行政改革推進計画の計画年度

平成15年度～平成19年度の5年間とします。

ただし、計画中に平成14年度以前の項目があるのは、前行政改革大綱及び推進計画にあった推進項目で、引続きこの計画でも推進することが有益な項目やこの行政改革大綱及び推進計画の策定期間（平成13年度～平成14年度）中に既に推進されていた項目を取り上げたことによります。

また、進行管理を進める中で、新たに実施する改革項目はこの行政改革推進計画に追加して推進していきます。

なお、この報告書では平成15年度末における推進計画項目の進捗状況を報告いたします。

2 進捗状況

(1) 推進件数

総括

具体的な行政改革推進項目として38件を掲げ、平成15年度末までに推進した項目は34件となっており、進捗率は89.5%となっています。

下の推進計画表は、その進捗状況をまとめたもので、この表中「実施」はその年度に事業の完了又は取組み開始を見込んでいるもの、「開始」は当該年度以降も継続して取組んでいくもの、「検討」は方向は出たがまだ実施に移されていないものです。

	推進計画年度						計
	実績		計画				
	～14	15	16	17	18	19	
実施	3	9			1		13
開始	6						6
検討	6	10	2	1			19
計	15	19	2	1	1		38

重点項目別

「行政改革推進計画」では行政改革推進項目を各重点項目別に分類しており、下の表は重点項目別に進捗状況を整理したものです。

重点項目	推進	未推進	計
市民、企業、行政の協働化	5	1	6
情報技術（IT）の積極的な活用	8	0	8
組織機構・人材の活用	6	1	7
健全で効率的な行財政運営の推進	15	1	16
行政評価制度の確立	0	1	1
計	34	4	38

(2) 削減効果

総括

行政改革推進項目のなかには、具体的な数値でその効果を表すことができないものも多くありますが、金額として表すことのできるものについて、その効果を算出し、平成15年度では、約5億8,500万円を削減しました。(ただし、一部平成14年度の効果を含みます。)

重点項目別

重点項目別に分類しますと、次のとおりとなります。

重点項目	削減経費(円)
市民、企業、行政の協働化	3,007,628
情報技術(IT)の積極的な活用	115,895,016
組織機構・人材の活用	49,620,000
健全で効率的な行財政運営の推進	654,619,720
行政評価制度の確立	0
計	585,337,076

3 主な取り組み

各重点項目における主な取り組みについては次のとおりです。なお、各推進項目の取り組み状況については「推進計画表」(P.9～)に示してあります。

市民、企業、行政の協働化

PFIの研究 (P.9 1)

平成15年6月に民間活用の推進を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等(PFI)の導入に対する基本姿勢や考え方を検討する「豊川市PFI研究会」を設置し、平成16年3月に「豊川市PFIガイドライン」をまとめました。

情報技術(IT)の積極的な活用

総合行政ネットワーク化の推進 (P.10 7)

あいち電子自治体推進協議会設立(平成15年4月)後、LGWANを接続(平成15年10月)し、豊川市認証局の立上げ(平成16年3月)を実施しました。今後、このシステムを利用した申請・手続や施設利用申込みなどのオンライン化に向けた取組みを予定しています。

申請・届出等手続きのオンライン化の推進 (P.11 8)

電子申請・届出システム研究会へ6回参加し、対象事業の検討・選定を行った。今後は、あいち電子自治体推進協議会において共同開発する電子申請・届出システムを平成17年1月を目処に稼働開始します。

組織機構・人材の活用

定員管理の適正化 (P.13 15)

平成14年度から平成15年度における定員管理については、電子自治体化、地震対策、子育て支援、老人医療制度の改正、消防体制の

充実などの業務の増加に対応するために増員を図る一方、都市計画事業や土地改良事業などの業務量の減少、窓口センター業務の嘱託化、給食調理業務の民間委託化など、事務事業の見直しにより、10名(医療職員を除く。)を減員し、49,620千円を削減しました。

人事管理制度の確立 (P.13 17)

人材育成基本方針を7月に策定完了し、その方針に基づいて目標管理制度(試行用)を構築しました。平成16年度の目標管理制度試行に向け、平成16年2月には、部・次長級を対象に導入研修を行いました。今後は、課長以下の職員についても順次、研修を実施する予定です。

防災事務組織の見直し (P.13 18)

平成14年4月に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことに伴い、市民の防災意識の高揚、緊急時の迅速・的確な対応など防災業務の充実を推進し、市民にわかりやすい体制とするため、行政課から防災業務を分離し、防災対策課を新設しました。

子育て支援対策の総合推進 (P.14 19)

平成14年11月に開催した行政改革推進本部会議で子育て支援対策を総合的に検討するプロジェクトチームの設置が決定され、平成15年4月に関係各課の担当職員7名から構成される「総合子育て施策準備チーム」が設置されました。この準備チームでは、子育てに関する課題や問題点について検討しました。

また、総合子育て施策検討委員会を設置し、総合子育て施策のあり方、推進体制について検討し、総合子育て施策については、平成15年7月の「次世代育成支援対策推進法」の成立に伴い、平成15年度中に要望調査を実施し、平成16年度中に「地域行動計画」を策定する必要があるため、その要望調査や策定委員会での意見を参考に具体的に検討することとし、総合子育て施策の推進体制については、具体的に施策を検討する中で平成17年4月を目途に調整することとしま

した。

健全で効率的な行財政運営の推進

時間外勤務手当の縮減（P.15 22）

各課から提出される四半期ごとの業務計画書を改め、四半期時間外勤務実施計画書とし、各課が実際に計画を立てさらに過去の時間外勤務の分析ができるようにしました。また、四半期配当について継続して行ったことにより、時間外勤務手当を約12,527千円削減しました。今後は各課に具体的な時間外縮減に向けてのアクションプラン書の提出を依頼し、市としての縮減目標を10%とします。

特殊勤務手当の見直し（P.15 23）

制度の趣旨である「著しく危険、不快、不健康又は困難」を基本に特殊性を検討し、住民の理解を得られるよう是正を行いました。現行の42手当を廃止・統合して27手当（16種類に分類）とし、規則委任であったものを条例化しました。（16年4月1日施行、企業職については、従来どおり規定）

財政健全化計画の推進（P.16 26）

平成14年12月に改訂した「健全な財政運営に向けて」改訂版の今後の取組み内容を推進し、期末手当の削減、首長等交際費の一部カット、補助金の見直し、委託業務の廃止（生きがい農園）等を実施し、45,939千円を削減しました。

公共工事のコスト縮減（P.16 27）

平成12年度に策定した「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、掘削深1.5m未満は土留め無し施工の基準化など116施策のうち28施策を実施し、工事コストを9.6%縮減（＝縮減額（平成9年度時点における標準工法との比較により算出した工事費ベースの額）/（縮減額＋該当年度設計金額））し、平成9年度時点における標準工法と比較して528,899千円を削減しました。

市税等納期前納付報奨金の見直し（P.16 28）

制度の趣旨や効果、税の公平性等を勘案するとともに、近隣との均衡にも配慮した見直しを行った結果、豊川市市税条例を改正し、平成16年度から交付率を0.5/100を0.3/100に、交付限度額5万円を3万円に引下げることにしました。

市税等口座振替領収書発行の見直し（P.16 29）

口座振替済通知書兼領収書の発送については、県下25市が廃止をしており、現在も発送をしている名古屋市、春日井市、尾西市、豊橋市では、発送回数を年1回としています。本市としては、通知を廃止するに至る法的根拠が明確でないため発送を継続し、平成16年度からその発送回数を年1回とすることとしました。

発送時期については、年度末に1回発送する方式もありますが、この場合、前納制度を採用している税目において、納付から通知書が発送されるまでに期間が空き、時期を逸したものになります。よって、発送時期は各税目（種目）における年度の最終納付後とし、同時期に複数の税目を納付する納税者（納入者）の名寄せ処理を行い、1枚のはがきで発送することとしました。

市税等督促手数料の廃止（P.17 30）

県下各市の督促手数料の状況について勘案し、平成16年度より廃止することとしました。

郵政官署法による窓口業務の実施及び東部・西部窓口センターの見直し（P.17 31）

平成15年9月1日に市内6中学校区の郵便局で窓口を開設し、各種証明書等の交付請求の受付及び引渡しの事務を開始し、処理件数は771件（平成15年9月～平成16年3月）となりました。また、東部・西部窓口センターについては平成16年度より人員体制を職員・嘱託から嘱託・パートに切り替えを行っています。今後、東部・西部窓口センターのあり方については、郵政官署法による窓口業務の

状況など総合的に判断し、検討することとします。

豊川北部線路線バスの見直し（P.18～34）

平成15年1月8日にコミュニティバス検討委員会を設置し、バス路線の見直し、バスの小型化、運転手の嘱託化など豊川北部線の改革案及びコミュニティバス運行案の策定について検討を進めました。新たな取り組みとしては、豊川北部線バス事業を豊橋鉄道が子会社に委託し、人件費の削減を図り、1,630千円を削減しました。また、利用促進を図るため、専用回数券の案内チラシ、ポスターを作成し、老人クラブに配布するとともに、公民館など市内13ヶ所に掲示しました。今後、豊川北部線の改革案及びコミュニティバス運行案の策定や路線バスの需要に関する調査・分析に関することについて検討する予定です。